

令和2年度事業計画

令和2年度は、現執行部での2年目となり、各部・委員会とも抱えている課題に一定の成果を出す必要がある。

総務・財務部は、司法書士法改正への対応のための、会則・諸規則及び諸規程の改正を実現すべく動く。合わせて、昨年の総会で議論となった、役員手当の改正についても一定の結論を出したい。

企画広報部は、不動産関係法令の改正に合わせて、効果の高い広報を実施し、相続登記の促進をはじめとする、登記制度の発展に寄与したい。また、空き家・空き土地対策及び後見制度利用促進にも、各機関と連携しながら、取り組む。

研修部は、単位制研修義務化初年度として、倫理研修を含めた研修事業を行ない、会員の執務向上に資する。

相談センターは、当会に関わるすべての相談を改めて見直し、充実した相談事業の継続に努める。

各委員会は、それぞれの課題に適時対応し、適切に処理したい。

最後に、いずれも、会員各位の協力なくしては実現しえない事業ばかりであるので、今年度も引き続きの協力をお願いする。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、一部事業を縮小・中止する場合があることも、念のため申し添えておく。

【総務・財務部】

1. 経費の節減と適正かつ効率的な支出に努める。
2. 資産・情報の保全管理に努める。
3. 会館の有効かつ適正な運営管理に努める。
4. 事務局の負担軽減に努める。
5. 会員証、補助者証の発行及び更新交付を行う。
6. 職印証明書の適正な交付管理に努める。
7. 会員の業務に関する「紛議調停規則」の適正な運用に努める。
8. 業務損害賠償保険に関する「事故処理委員会規程」の適正な運用に努める。
9. 会員向け文書等の発信方法について検討する。
10. 「役員手当等支給規則」の改正について検討する。
11. 「司法書士会業務賠償責任保険運用規程」の改正について検討する。
12. 「会員証及び司法書士徽章に関する規程」の改正について検討する。
13. 「職印の届出及び証明等手続規程」及び関連様式の改正について検討する。
14. 「補助者届出規程」及び関連様式の改正について検討する。
15. 「補助者事務の指示に関する運用基準」の改正について検討する。
16. 「法人会員届出規程」の改正について検討する。

17. 「戸籍謄本・住民票の写し等の職務上請求書に関する規程」の改正について検討する。

【企画広報部】

1. 制度及び活動広報事業
 - (1) 司法書士制度及び業務の広報の充実
 - (2) 鳥取県司法書士会調停センターを広報面で支援
2. 高校生等を対象とする法教育・消費者教育事業
3. 講師派遣事業
4. 所有者不明土地問題及び空家問題対策事業
5. 成年後見制度の利用の促進に関する事業
6. 法テラスとの連携・協力を行う

【研 修 部】

1. 総合研修会
総合研修会は、研修の質的側面の充実を図る観点から、研修の内容や方法に検討を加え、多数の会員が参加できるように配慮して開催する。
2. 法令実務研修会
法改正の有無、会員の要望、開催時期の問題、他の事業との関連、他団体との共催の可否などの諸事情を勘案し、必要に応じて随時開催する。
3. 地区研修会
会員が参加し易いように東部、中部、西部の3地区に分れて、地区の独自性を活かした研修会を開催する。必要に応じ、統一テーマによる研修会も検討する。
4. 裁判実務講座
裁判所等の協力を得て、講義内容、講師を検討のうえ、必要に応じ開催する。
5. 日司連関係研修会
 - (1) 登録後一定期間を経過した会員を対象とする日司連年次制研修会を開催する。
 - (2) 日司連主催の各種研修会の受講を推奨する。
6. 中国ブロック研修会
今年度は山口県で開催されるが、会員の積極的参加を促す。
7. 日司連の主催する中国ブロック新人研修会の運営に協力する。
8. 新入会員（者）研修
 - (1) 新入会員を対象に、新入会員研修会を開催する。
 - (2) 新入会者のうち、希望者を対象に、新入会者配属研修を実施する。
 - (3) 新入会者に対し、日司連の主催する以下の研修会への参加を奨励する。
 - ① 中央新人研修
 - ② 中国ブロック新人研修会

9. リーガルサポート研修事業との連携

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鳥取支部と連携した研修事業を行う。

10. 特別研修への協力

日司連の主催する司法書士特別研修の運営に協力する。

11. 研修単位の認定

研修単位の認定、管理、会員への取得単位の通知及び12単位未達成者への単位取得要請を行う。

12. 研修12単位未達成者及び年次制研修会欠席者に対する研修受講勧告を行う。

【相談センター】

1. 相談会の実施事業

(1) 常設電話相談を実施・見直し

(2) 東中西各地区で無料面談相談会を実施

(3) 他士業、法務局との合同相談会を実施

鳥取県士業団体連絡協議会主催の暮らし・経営なんでも相談会
未来につなぐ相続登記プロジェクト相談会等

(4) 日司連・中国ブロック会主催の相談事業に協力

2. 相談員派遣事業

【調停センター】

1. 調停手続の実施

2. 調停手続の利用促進及び調停の円滑な実施のため、次の事業を行う。

(1) 一般向け及び会員向けの広報

(2) 研修の実施

【月報編集委員会】

1. 毎月1回発行する。

2. 当会、日司連、ブロック会、その他の会議・活動報告等及び会員へのその他の伝達情報を掲載し、各種情報のタイムリーな伝達に努める。

【非司法書士排除委員会】

1. 法務局からの委嘱に基づく非司法書士実態調査に対し協力する。

2. 非司法書士排除の啓発活動、会員・法務局・裁判所等からの情報提供・収集等の方法により、司法書士業務を行って得ない者でありながら司法書士の業務とされている事務を反復継続して行っていると思われる者の不正を糾し、司法書士の業務執行の適正を期し、もって国民の権利の保護を図るための活動を行う。